

役員報酬規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬仁会の会長、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員及び苦情解決第三者委員（以下「理事等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 理事等の報酬は、評議員会において決定する。

2 理事等の報酬は、理事会、監事監査、その他法人業務1回の出席につき8,000円とし、評議員会は10,000円とする。ただし、職員理事については、支給しないものとする。

3 理事会と評議員会が同日開催の場合には、1回の支給とする。

(理事長の勤務)

第3条 理事長の勤務は非常勤とする。

(費用弁償)

第4条 理事長が用務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、交通費は職員に支給する旅費の例による。

付 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年6月24日から施行する。

別 表

区 分	日 当 (県 外)	宿 泊 料	
		県 内	県 外
支 給 額	3, 0 0 0 円	1 3, 0 0 0 円	1 5, 0 0 0 円